

財 関 第 9 2 9 号
令和 6 年 9 月 26 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 高村 泰夫

毒物及び劇物取締法に係る毒劇物の通関の際における
取扱いについての一部改正について

毒物及び劇物取締法に係る毒劇物の通関の際における取扱いについて（令和2年8月31日財関第813号）の一部を下記のとおり改正し、令和6年10月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。